

2016年11月23日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—自由貿易試験区関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第432号）

# 国務院、 4自由貿易区の改革を全国展開へ 複製・普及させる一部措置を発表

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は、2016年11月2日付で『自由貿易試験区の新たな一連の改革試行経験の複製・普及を適切に遂行することに関する通達』（国発[2016]63号、以下『63号通達』という）を公布しました。中国（広東）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区および中国（上海）自由貿易試験区・拡張区域において実施されている改革措置のうち、全国もしくは他地域（全国の税関特殊監督管理区域）へ展開する項目が明らかにされています。国務院は、それらの項目を2016年11月30日までに実現するよう、国務院の担当部門と地方政府に求めています。これを受けて今後、全国展開に向けた関連規定の改定や実施細則の制定が進むとみられます。

### □ 19項目の改革措置を全国展開

自由貿易試験区における改革措置の全国展開は、2014年12月21日付で公布された『中国（上海）自由貿易試験区における複製可能改革試行経験の普及に関する通達』（国発[2014]65号）<sup>1</sup>、2015年11月30日付で公布された『商務部による自由貿易試験区「最良の実践事例」の印刷・配布に関する書簡』（商資函[2015]945号）に続く3度目となります。

『63号通達』では、全国・他地域へ展開する改革措置19項目がリスト化され、そのうち全国へ普及する事項は12項目、全国の税関特殊監督管理区域へ普及する事項は7項目となっています。これら19項目は、『投資管理領域』（3項目）、『貿易利便化領域』（14項目）、そして『事中事後監督管理措置』（2項目）という3つの領域に分けられます（図表参照）。「投資管理領域」のうち、「ネガティブリスト以外」の領域における外商投資企業の設立および変更の審査・批准改革については2016年9月3日、全国人民代表大会常務委員会会議において関連外資法の改正が可決され、商務部により『外商投資企業設立お

<sup>1</sup> 『中国（上海）自由貿易試験区における複製可能改革試行経験の普及に関する通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第365号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0371-XF-0105.pdf>

よび変更届出管理暫定弁法』(商務部令[2016]3号)<sup>2</sup>が公布されています。まだ実施されていない措置について、**関連部門は2016年11月30日までに複製・普及業務を完成させなければならない**としています。

#### □ 市場経済改革の“実験場”としての自由貿易試験区

『63号通達』発布の翌日に行われた国务院新聞弁公室のブリーフィングで、4自由貿易試験区における外商投資企業の設立の登録は90%以上が届出手続によるもので、設立にかかる日数は約21日から1~3営業日に短縮され、提出書類については10件から3件に減少された、と商務部の王受文副部長が述べています。

2016年8月には、商務部の高虎城部長により新たに7つの自由貿易試験区(遼寧省、浙江省、河南省、湖北省、重慶市、四川省、陝西省)の設置決定が発表されました。現在、7つの省・市では、各地の独自色と要求による基本方針(総体方案)の制定作業が進んでおり(王受文副部長の発言)、年内にもその詳細が公表されるとするメディア報道もみられません。

【図表】全国・他地域へ展開される改革措置

	改革措置	範囲	
投資	ネガティブリスト以外の領域における外商投資企業の設立および変更の審査・批准改革	全国	
	税金統制発票受領・使用のオンライン申請		
	企業簡易抹消		
貿易	電子港湾公共プラットフォームに依拠して国際貿易の単一窓口を建設し、単一窓口の無料申告メカニズムを推進	全国	
	国際税関の認証を経た経営者(AEO)相互承認制度		
	出国加工監督管理		
	企業協調員制度		
	原産地ビザ管理改革の革新		
	国際航行船舶検疫監督管理新モデル		
	低リスク動植物検疫証書リスト制度の免除		
	入国整備商品監督管理新モデル		全国税関特殊監督管理区域
	1回の届出、複数回の使用		
	委内加工監督管理		
倉庫貨物状態分類の監督管理			
事中事後監督管理	仲介機構を導入し、保税確認、消込および企業査察を展開	全国	
	税関企業輸出入信用情報開示制度		

(『63号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

\*

『63号通達』の詳細は、3ページからの日本語仮訳および6ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

<sup>2</sup> 『外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第430号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0446-XF-0105.pdf>

(日本語仮訳)

## 国務院

### 国発[2016]63号

# 自由貿易試験区の新たな一連の改革試行経験の複製・普及を適切に遂行することに関する 通達

各省・自治区・直轄市人民政府、国務院各部・委員会、各直属機構：

自由貿易試験区（以下、「自貿試験区」という）の設立は、党中央・国務院が新たな情勢において下した重大な政策決定である。2015年4月、中国（広東）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区および中国（上海）自由貿易試験区拡張区域が運行しはじめた。1年余り、4省・市および関連部門は党中央、国務院の手配に基づき、制度革新を核心とし、行政簡素化と権限移譲を行い、緩和と管理を結合し、サービスを最適化し、自貿試験区は投資、貿易、金融、事中事後監督管理等の多方面において大胆な模索を推進し、新たな一連の改革・革新の成果を形成した。党中央、国務院の批准を経て、自貿試験区は複製可能、普及可能な新たな一連の改革試行経験を全国の範囲内で複製・普及する。ここに関連事項について以下のように通知する。

## 1. 複製・普及の主要内容

### (1) 全国の範囲内で複製・普及する改革事項。

- ① 投資管理領域：「ネガティブリスト以外の領域における外商投資企業の設立および変更の審査・批准改革」、「税金統制発票受領・使用のオンライン申請」、「企業簡易抹消」等3項目。
- ② 貿易利便化領域：「電子港湾公共プラットフォームに依拠して国際貿易の単一窓口を建設し、単一窓口の無料申告メカニズムを推進」、「国際税関の認証を経た経営者（AEO）相互承認制度」、「出国加工監督管理」、「企業協調員制度」、「原産地ビザ管理改革の革新」、「国際航行船舶検疫監督管理新モデル」、「低リスク動植物検疫証書リスト制度の免除」等7項目。
- ③ 事中事後監督管理措置：「仲介機構を導入し、保税検査、消込および企業査察を展開」、「税関企業輸出入信用情報開示制度」等2項目。

### (2) 税関特殊監督管理区域における複製・普及の改革事項。

「入国整備商品監督管理新モデル」、「1回の届出、複数回の使用」、「委内加工<sup>3</sup>監督管理」、「倉庫貨物状態分類の監督管理」、「コモディティ商品現物保税取引」、「保税展示取引貨物ライン別監督管理、事前検査および登記消込管理モデル」、「税関特殊監督管理区域間の保税貨物移転監督管理モデル」等7項目を含む。

<sup>3</sup> 「委内加工」とは、税関特殊監督管理区域内において、加工貿易企業が区外の国内企業の委託を受けて区内において貨物を加工し、加工した商品をすべて区外に運び出す商業活動を指します。

## 2. 普及業務の高度な重視

各地域、各部門は、自貿試験区改革試行経験の複製・普及の重大な意義を深く認識し、複製・普及業務を革新、協調、グリーン、開放、共有の発展理念を貫徹して実行し、供給側構造改革を推進する重要な措置とし、積極的に政府の管理理念を転換し、政府の管理水準を引き上げ、制度改革の推進に力を入れ、行政簡素化と権限委譲し、開放と管理を結合し、サービス最適化の改革を深く推進し、徐々にわが国の開放型経済発展の要求に適応する新体制、新モデルを構築し、持続的に改革の配当を放出し、新たなエネルギーを増強・発展させ、新たな空間を拡張・発展させる。

## 3. 組織的な実施の適切な遂行

各省（区、市）の人民政府は、自貿試験区改革試行経験の複製・普及業務を当該地域の重点業務に加え、指導メカニズムおよび複製・普及作業メカニズムを完備し、積極的に条件を創造し、確実に推進し、改革試行経験が根を下ろすことを確保し、実際の効果を生み出さなければならない。国務院の各関連部門は、規定の期限に基づき複製・普及業務を完成させなければならない。国務院の批准が必要な事項は手順に基づき報告・批准を行い、関連行政法規、国務院文書および部門規則規定の調整が必要な場合は、法定手順に基づき取り扱わなければならない。国務院自由貿易試験区工作部際聯席會議弁公室は、適宜、改革試行経験複製・普及業務の進捗状況およびその効果を督促・検査しなければならない。複製・普及業務において遭遇した重大な問題は、遅滞なく国務院に報告しなければならない。

付属文書：自由貿易試験区改革試行経験複製・普及業務の任務分担表

国務院

2016年11月2日

付属文書

## 自由貿易試験区改革試行経験複製・普及業務の任務分担表

番号	改革事項	責任部門	普及範囲	期限
1	ネガティブリスト以外の領域における外商投資企業の設立および変更の審査・批准改革	商務部	全国	2016年11月30日以前
2	電子港湾公共プラットフォームに依拠して国際貿易の単一窓口を建設し、単一窓口の無料申告メカニズムを推進	税関総署	全国	
3	国際税関の認証を経た経営者（AEO）相互承認制度	税関総署	全国	
4	出国加工監督管理	税関総署	全国	
5	企業協調員制度	税関総署	全国	
6	仲介機構を導入し、保税確認、消込および企業査察を展開	税関総署	全国	
7	税関企業輸出入信用情報開示制度	税関総署	全国	
8	税金統制発票受領・使用のオンライン申請	税務総局	全国	
9	企業簡易抹消	工商総局	全国	
10	原産地ビザ管理改革の革新	品質監督検査 検疫総局、 税関総署	全国	
11	国際航行船舶検疫監督管理新モデル	品質監督検査 検疫総局	全国	
12	低リスク動植物検疫証書リスト制度の免除	品質監督検査 検疫総局	全国	
13	入国整備商品監督管理新モデル	商務部、 税関総署、 品質監督検査 検疫総局、 環境保護部	全国税関特殊 監督管理区域	
14	1回の届出、複数回の使用	税関総署	全国税関特殊 監督管理区域	
15	委内加工監督管理	税関総署	全国税関特殊 監督管理区域	
16	倉庫貨物状態分類の監督管理	税関総署	全国税関特殊 監督管理区域	
17	コモディティ商品現物保税取引	税関総署	全国税関特殊 監督管理区域	
18	保税展示取引貨物ライン別監督管理、事前検査および登記消込管理モデル	品質監督検査 検疫総局	全国税関特殊 監督管理区域	
19	税関特殊監督管理区域間の保税貨物移転監督管理モデル	税関総署	通関一体化を 実行する税関 特殊監督管理 区域	

(中国語原文)

**国务院**  
**国发〔2016〕63号**  
**关于做好自由贸易试验区新一批改革试点经验复制推广工作的通知**

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

设立自由贸易试验区（以下简称自贸试验区）是党中央、国务院在新形势下作出的重大决策。2015年4月，中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区以及中国（上海）自由贸易试验区扩展区域运行。1年多来，4省市和有关部门按照党中央、国务院部署，以制度创新为核心，简政放权、放管结合、优化服务，推动自贸试验区在投资、贸易、金融、事中事后监管等多个方面进行了大胆探索，形成了新一批改革创新成果。经党中央、国务院批准，自贸试验区可复制、可推广的新一批改革试点经验将在全国范围内复制推广。现就有关事项通知如下：

## 一、复制推广的主要内容

### （一）在全国范围内复制推广的改革事项。

1. 投资管理领域：“负面清单以外领域外商投资企业设立及变更审批改革”、“税控发票领用网上申请”、“企业简易注销”等3项。
2. 贸易便利化领域：“依托电子口岸公共服务平台建设国际贸易单一窗口，推进单一窗口免费申报机制”、“国际海关经认证的经营者（AEO）互认制度”、“出境加工监管”、“企业协调员制度”、“原产地签证管理改革创新”、“国际航行船舶检疫监管新模式”、“免除低风险动植物检疫证书清单制度”等7项。
3. 事中事后监管措施：“引入中介机构开展保税核查、核销和企业稽查”、“海关企业进出口信用信息公示制度”等2项。

### （二）在海关特殊监管区域复制推广的改革事项。

包括：“入境维修产品监管新模式”、“一次备案，多次使用”、“委内加工监管”、“仓储货物按状态分类监管”、“大宗商品现货保税交易”、“保税展示交易货物分线监管、预检验和登记核销管理模式”、“海关特殊监管区域间保税物流流转监管模式”等7项。

## 二、高度重视推广工作

各地区、各部门要深刻认识复制推广自贸试验区改革试点经验的重大意义，将复制推广工作作为贯彻落实创新、协调、绿色、开放、共享的发展理念，推进供给侧结构性改革的重要举措，积极转变政府管理理念，提高政府管理水平，着力推动制度创新，深入推进简政放权、放管结合、优化服务改革，逐步构建与我国开放型经济发展要求相适应的新体制、新模式，持续释放改革红利，增强发展新动能、拓展发展新空间。

### 三、切实做好组织实施

各省（区、市）人民政府要将自贸试验区改革试点经验复制推广工作列为本地区重点工作，完善领导机制和复制推广工作机制，积极创造条件、扎实推进，确保改革试点经验落地生根，产生实效。国务院各有关部门要按照规定时限完成复制推广工作，需报国务院批准的事项要按程序报批，需调整有关行政法规、国务院文件和部门规章规定的，要按法定程序办理。国务院自由贸易试验区工作部际联席会议办公室要适时督促检查改革试点经验复制推广工作进展情况及其效果。复制推广工作中遇到的重大问题，要及时向国务院报告。

附件：自由贸易试验区改革试点经验复制推广工作任务分工表

国务院

2016年11月2日

附件

自由贸易试验区改革试点经验复制推广工作任务分工表

序号	改革事项	负责部门	推广范围	时限
1	负面清单以外领域外商投资企业设立及变更审批改革	商务部	全国	2016年11月30日前
2	依托电子口岸公共平台建设国际贸易单一窗口，推进单一窗口免费申报机制	海关总署	全国	
3	国际海关经认证的经营者（AEO）互认制度	海关总署	全国	
4	出境加工监管	海关总署	全国	
5	企业协调员制度	海关总署	全国	
6	引入中介机构开展保税核查、核销和企业稽查	海关总署	全国	
7	海关企业进出口信用信息公示制度	海关总署	全国	
8	税控发票领用网上申请	税务总局	全国	
9	企业简易注销	工商总局	全国	
10	原产地签证管理改革创新	质检总局 海关总署	全国	
11	国际航行船舶检疫监管新模式	质检总局	全国	
12	免除低风险动植物检疫证书清单制度	质检总局	全国	
13	入境维修产品监管新模式	商务部 海关总署 质检总局 环境保护部	全国海关特殊监管区域	
14	一次备案，多次使用	海关总署	全国海关特殊监管区域	
15	委内加工监管	海关总署	全国海关特殊监管区域	
16	仓储货物按状态分类监管	海关总署	全国海关特殊监管区域	
17	大宗商品现货保税交易	海关总署	全国海关特殊监管区域	
18	保税展示交易货物分线监管、预检验和登记核销管理模式	质检总局	全国海关特殊监管区域	
19	海关特殊监管区域间保税货物流转监管模式	海关总署	实行通关一体化的海关特殊监管区域	



**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。